

清田第四町内会内規

[昭和 58 年 4 月 1 日制定]

部 設 置 規 定

別 掲

慶 弔 規 定

[昭和 58 年 4 月 1 日から施行]

- 1 会則第 3 条の目的達成のために、会員の慶弔にあたり、粗品、酒肴料、香料、花料等を供える。
- 2 特に功労のあった者に対しては、花輪、祝辞、弔辞等を贈る。
- 3 慶弔に関する必要な事項は、役員会で定める。

交 通 費 規 定

[平成 28 年 4 月 1 日から施行]

- 1 役員の仕事に必要な交通費として清田区内 500 円（1 回）清田区外 1,000 円（1 回）を支給する。
- 2 ただしそれを超える場合は実費を支給する。（清田中央地区内は除く）

活 動 費 規 定

[平成 29 年 4 月 1 日から施行]

- 1 正副会長、会計部、総務部の役員に、活動費を支給する。
- 2 ただし 人員 金額 については、役員会の議を経て、総会で了承を求める。

表 彰 規 定

[平成 4 年 4 月 1 日から施行]

- 1 会則第 3 条の目的を達成するため、会員の表彰に関し必要な事項を定める。
- 2 役員で次の各号の一に該当するときは、役員会の議を経て、表彰することがある。
 - (1) 役員として就任した期間が通算 5 年以上で、功績が著しいと認められる者
 - (2) 前号の年数に達しない場合であっても、会長が特に必要と認めたとき。
- 3 表彰の方法は、表彰状または感謝状を贈呈して行うものとし、特に功績が著しいと認められる 場合には、記念品を添えて表彰することができる。

自 主 防 災 規 程

別 掲

福 祉 推 進 委 員 会 規 程

別 掲